

平成28年度 東日本大震災復旧等緊急保証のご案内

林業者・木材産業者の皆様が、東日本大震災での被害の復旧などに取り組むために、従来資金とは別枠で債務保証を受けることができる資金が更に1ヶ年延長されることとなりました。

受付期間

平成29年3月31日まで

対象資金

農林漁業信用基金(林業部門)が保証対象とするすべての資金

1号資金

被災地の復旧及び復興に係る運転資金及び設備資金(公庫の設備資金に係る融資残融資も対象となります。)

ア「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」に定める特定被災区域に事業拠点を有し、東日本大震災により被害を受けた方(以下「被災林業者等」)が行う復旧・復興事業。なお、特定被災区域で事業を行っていた被災林業者等が特定被災区域外に事業拠点を移して行う復旧事業を含む。

イ 特定被災区域内において林業・木材産業の復興に資する事業

2号資金

特定被災区域内の主要販売先の罹災などによる間接的被害に係る運転資金

保証の範囲

原則100%保証

保証限度額

既存の一般保証分とは別枠で、原則4億円(これによりがたい場合は個別にご相談ください。)

設備資金については、事業の再建などに必要な範囲で基金が認められた額とし、運転資金とは別枠になります。

保証料

貸付日から1年間の保証料は免除といたします。(ただし、2号資金については特定被災区域内にお住まいの方のみ。27年度以前から当該保証を利用されている方についても同様です。)

担保

無担保の限度額 4億円

設備資金については原則として担保が必要です。

補助事業の自己負担分についてご利用いただく場合は特に注意してください。

連帯保証人

1名以上(組合・会社の場合、代表者を含む)

個人については上記無担保の枠内で最大1,250万円まで無保証人とすることが可能です。

保証期間

運転資金・設備資金ともに15年以内(据置期間3年以内)

出資金

本資金に限り新規の保証利用者は保証額に関わらず1万円、既に出資を有している場合は追加出資不要となります。

(※)特定被災区域とは、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成23年法律第40号)第2条第3項に定める区域

当保証の詳細については、農林漁業信用基金にご相談ください。

農林漁業信用基金 林業部 保証課 TEL 03-3294-5585・5586

(注) 審査の結果、ご希望に添いかねる場合があります。